

ประกาศคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน

ที่ 12/2567

เรื่อง แก้ไขเพิ่มเติมมาตรการปรับปรุงประสิทธิภาพด้านการใช้พลังงานทดแทน

โดยการติดตั้งระบบผลิตไฟฟ้าจากพลังงานแสงอาทิตย์

ตามประกาศคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน ที่ 15/2565

非公式訳

投資委員会布告

第 12/2567 号

件名：投資委員会布告第 15/2565 号に基づく

太陽光発電システム設置による

代替エネルギー使用による効率向上措置の改定増補

仏暦 2565 年 (2022 年) 12 月 8 日付投資委員会布告第 15/2565 号「産業高度化措置 (Smart and Sustainable Industry)」に引き続き、

太陽光発電システム設置による代替エネルギー使用による効率向上措置をより適切にするため、投資委員会は仏暦 2520 年 (1977 年) 投資奨励法第 16 条の権限に基づき、仏暦 2567 年 (2024 年) 6 月 28 日付投資委員会布告第 8/2567 号「投資委員会布告第 15/2565 号に基づく太陽光発電システム設置による代替エネルギー使用による効率向上措置」を取り消し、以下のように発布する。

第 1 項 太陽光発電システム設置による代替エネルギー使用による効率向上への投資金額は以下の通り計算される。

- 1.1 効率向上に重要な内容とする機械および/または設備への投資金額は以下の 5 項目である。
 - 1.1.1 ソーラーパネル (太陽電池モジュール)
 - 1.1.2 インバーター (Inverter)
 - 1.1.3 変圧器 (Transformer)
 - 1.1.4 配電システム、管理システム、モニタリングシステム、安全システム、气象台 (Weather Station) およびソーラーパネル洗浄システム (Cleaning System)
 - 1.1.5 バッテリーエネルギー貯蔵システム (Battery Energy Storage System: BESS) および BESS システムのインバーター
- 1.2 第 1.1 項に基づく効率向上に重要な内容とする機械および/または設備の設置費および取り付け構造 (Mounting Structure) の費用

第 2 項 法人所得税免除の支援上限額は各々の場合に依じて次のように設定される。

- 2.1 第 1.1.1 項～第 1.1.4 項に投資した場合、第 1.2 項の設置費および取り付け構造の費用を含む投資金額は、発電容量 1 メガワット (MW) あたり 3,000 万バーツを超えてはならない。
- 2.2 第 1.1.1 項～第 1.1.5 項に投資した場合、第 1.2 項の設置費および取り付け構造の費用を含む投資金額は、発電容量 1 メガワット (MW) あたり 4,000 万バーツを超えてはならない。

第3項 本布告は仏暦 2567 年（2024 年）11 月 1 日より以降に提出される奨励申請書に適用する。

第4項 仏暦 2567 年（2024 年）11 月 1 日の前に奨励申請書を提出するプロジェクトは、仏暦 2565 年（2022 年）12 月 8 日付投資委員会布告第 15/2565 号に基づき定められた基準および条件に従うこと。

発布日：仏暦 2567 年（2024 年）9 月 3 日

ピチャイ・チュンハバジラ

(ピチャイ・チュンハバジラ)

副首相

投資委員会委員長